

【事例】 PRするだけでWi-Fiが無料になる？！

～ SNSでの実質無料などの勧誘トラブル～

<相談内容>

画像専用SNSのアカウントに「Wi-Fiに興味ありませんか、SNSでPRするだけで(Wi-Fiが)実質無料でご利用できます」とのダイレクトメッセージがA社から届いた。Wi-Fi機器購入代金((3520円×36回払=12万6720円)や月額通信料金(8000円)は後でPRの報酬として口座に振り込まれると説明を受け、A社から送付された画面から自分名義で通信業者B社のモバイルWi-Fi機器の購入と通信契約をした。支払方法はA社から届いたメッセージのURLを開いたサイト内で、クレジットカード情報等を入力した。商品等を受け取り、SNS投稿でこのWi-Fiについて「このWi-Fiはお薦めです」とPRした。

ところがA社からの報酬の振り込みは2回(2万3040円)で止まった。A社に無料通話アプリで問い合わせ、解約を申し出たら、B社からWi-Fi機器購入代金の未払い分をクレジットカード会社に一括請求された。A社から支払いはまとめてすると書面で約束されたが期日までに支払われず、明確な回答をもらえない。約束通り払ってほしい。

(20歳代 女性)

<助言>

A社(代理店)からのPR報酬の振り込みにより実質負担がないことを前提に、まずは相談者名義でWi-Fi機器の購入や通信を契約するよう指示されました。契約先はB社(通信業者)でクレジットカード等の割賦払(3520円×36回払)にしました。A社から実質費用の負担はないといわれたのに、A社からの報酬の振り込みが実行されず、契約者である相談者に月額料金の支払いだけが続くトラブルが発生しました。また相談者は支払いが難しくなり解約を申し出ると、3年未満で解約したとして、違約金等解約にかかる費用が発生しました。機器代金の未払い分を一括請求されました。

A社が報酬を払う約束を守らなかったため、相談者はA社に解約を申し出ました。解約によりクレジットカード会社から一括請求を受けました。相談者の申し出を受け、消費生活センターがA社に問い合わせると「残債は必ず返金する」と言うものの、資金繰りが苦しく返金のめどが立たない等主張し数ヶ月が経過しました。このまま請求金額を支払わないでいると、信用情報機関に事故情報と

して登録されてしまう恐れがあります。登録されると、新たなクレジットカードの申込みや、各種ローンの審査が通らなくなるなどの影響があります。

相談者にはクレジットカード番号の変更をするよう伝え、クレジットカード会社には事情を伝え、B社には一括請求を取り下げるよう依頼しました。この事案は現在もA社、B社（通信業者）、クレジットカード会社と交渉中です。

この契約は、特定商取引法の業務提供誘引販売（ 1 ）に該当し、書面不交付によるクーリング・オフを主張できるとの考え方もあります。

SNSのメッセージ等で勧誘されても、無料という文言に飛びついて安易に契約せず、慎重に判断してください。

1 「内職をしませんか」とか「モニター募集」などと、収入が得られることを説明して勧誘し、応募してきた消費者に、仕事をするために必要だからと、資格や技術習得のための講座の受講契約をさせたり、パソコンなどの商品を販売するもの。特定商取引法で「業務提供誘引販売取引」として規制されています。